

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年2月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：ニカラグア 担当：人間開発部
案件名：マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年4月下旬～2015年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における施設計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年3月5日から2014年3月7日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年3月5日から2014年3月10日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年3月24日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：4月上旬
- (5) 契約交渉：4月上旬～4月中旬

5 業務の目的

ニカラグアは内戦終結から22年を経過し、近年の着実な経済成長により1人当たりGNIは1,650ドル（2012年世銀）となったが、経済発展に不可欠な社会資本はいまだ不十分であり、依然として中南米・カリブ地域においてハイチに次ぐ貧困国である。

教育分野に関しては、初等教育（6年間）における純就学率が91.8%（2009年ニカラグア教育省、以下同じ）と比較的高い数字であるが、中等教育（前期3年間+後期2年間）では44.7%と大幅に低くなっており、高い留年率や退学率が人的資源開発の大きな阻害要因となっている。これに対してニカラグア政府は「教育戦略計画（2011-2015年）」において基礎教育（就学前教育3年間、初等教育及び中等教育（このうち義務教育は就学前教育1年間、初等教育及び前期中等教育の10年間））の質の改善と合わせて、学校インフラ基盤の修復・拡充を優先課題の一つに掲げている。また教育サービスに関し都市と農村部の地域間格差が拡大する傾向にあり、農村部における教室不足及び改築・補修を要する教育施設の割合の多さが教育のアクセス向上の阻害要因の一つとして挙げられている。特にニカラグア北部に位置するマドリス県及びヌエバ・セゴビア県においては、教室不足及び既存教育施設の老朽化が顕著であり、初等教育における純就学率がそれぞれ87.9%、88.7%、中等教育における純就学率が35.8%、31.5%と全国平均より低く、教育インフラの整備が求められている。

このような背景の下、ニカラグア政府は、マドリス県及びヌエバ・セゴビア県における教室の整備及び建設について、我が国の無償資金協力を要請した。本調査は、要請内容の必要性及び妥当性を確認し、無償資金協力案件として適切な概略設計（コミュニティ開発支援無償資金協力。以下、コミ開無償という）を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ニカラグア国マドリス県及びヌエバ・セゴビア県

(2) 業務の内容

- (ア) インセプション・レポートの作成
- (イ) インセプション・レポートの説明・協議
- (ウ) プロジェクトの背景、目的、経緯の確認
- (エ) プロジェクトの実施体制の確認
- (オ) サイト状況（自然条件等含む）調査
- (カ) 現地施工業者、現地コンサルタント、調達事情に係る調査
- (キ) ソフトコンポーネントの必要性の有無検討・計画作成
- (ク) コミ開無償制度適用の留意点の整理
- (ケ) プロジェクト内容の計画策定
- (コ) 過去の調達代理方式案件に関する教訓等の情報収集
- (サ) 相手国側負担事業の概要
- (シ) プロジェクトの運営・維持管理計画

- (ス) プロジェクトの概略事業費
- (セ) 協力対象事業実施に当たっての留意事項
- (ソ) プロジェクトの評価
- (タ) 準備調査報告書(案)の作成
- (チ) 準備調査報告書(案)の説明・協議
- (ツ) 準備調査報告書等の作成
- (テ) 調達代理機関に対する説明及びデータの提供

7 成果品等

- (1) 業務計画書
- (2) インセプション・レポート
- (3) 現地調査結果概要
- (4) 準備調査報告書(案)
- (5) 概略事業費積算内訳書(コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む)
- (6) 準備調査概要資料(完成予想図を含む。)
- (7) 準備調査報告書(完成予想図を含む。)
- (8) デジタル画像集

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/建築計画/建築設計1(評価対象予定者)
- (2) 建築設計2/設備計画(評価対象予定者)
- (3) 河川調査/洪水対策1
- (4) 河川調査/洪水対策2
- (5) 土砂災害対策1
- (6) 土砂災害対策2
- (7) 震災対策
- (8) 施工計画/調達事情/積算
- (9) 教育計画

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない)予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。